

誓 約 書

私はこのたび、高等学校（又は高等専門学校）に〔在学中・進学後〕、三重県高等学校等修学奨学金（以下、この書面において「奨学金」という。）の貸与を受けることになりました。

つきましては、その学校の諸規則命令等を守り、学業に励み、奨学生として自らの行動に責任をもつとともに、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下、この書面において「規則」という。）を堅く守り、かつ、卒業後もその設置された趣旨に添うよう誓約します。

なお、奨学金の返還については、規定にしたがい誠実に返還の義務を履行することを確約いたします。

〔 〕内は、いずれか該当する方に を付けてください。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 宛て

本 人 住所

名前

印

上記に誓約しましたことについては、保護者及び連帯保証人において必ず実行させ、その他本人についての事件は、いっさい保護者及び連帯保証人において引き受け責任をもつことを保証します。

また、裏面記載の各項について誓約します。

保 護 者 住所

名前

印

連帯保証人 住所

名前

実印

（注意事項）

署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

【誓約事項】

- ・ 奨学金の返還に際して、保護者は返還の完了まで、主たる債務者である本人と連帯して債務を負担します。
- ・ 法定代理人として保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めます。
- ・ 卒業以外の理由による奨学金の貸与終了時には、貸与の終了に該当する事由が発生してから3か月を経過する日までに、借用証書その他の、規則に規定する書類を必ず提出します。万が一これに違反した場合は、返還に関する期限の利益を喪失することを認め、規則第11条に規定のある返還期間(12年以内)によらず、一括又は3年以内の期間での分割により返還を命じられても異議を申し立てません。
- ・ 返還に際して、3回以上返還に滞納を生じさせた場合は、返還に関する期限の利益を喪失することを認め、三重県教育委員会の求めるところに従い、未返還額を一括返還します。
- ・ この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上